

運転免許証（国際編）ミニガイド



滋賀県警察本部

もくじ

第 1	外国で運転するには	1
第 2	国外運転免許証について	2
1	国外運転免許証の交付申請手続き	2
2	取得資格と運転できる自動車等の種類	3
3	国外運転免許証の有効期間	5
4	国外運転免許証の提出と返納	5
第 3	外国で安全に運転するために	6
1	国際(外)運転免許証と日本国内運転免許証 の両方を携行	6
2	交通標識や道路交通法規を確認	6
3	地図の確認、道路情報を得る	6
4	安全運転・防衛運転	7
5	万が一事故を起こしてしまったら	7
6	治安が悪く、車上あらしは日常茶飯事	8
第 4	渡航に伴う国内運転免許について	8
1	国内運転免許の有効期限を延長するには	8
2	渡航中に国内運転免許が失効したとき	9
3	初心運転者期間制度について	11
第 5	外国運転免許による国内運転免許への 切替手続き	13
1	切替申請必要条件	13
2	必要書類等	13
3	試験及び審査	14
4	その他	14
第 6	外国発行の国際運転免許証	14
第 7	道路交通に関する条約	15
1	道路交通に関する条約(ジュネーブ条約[抜粋])	15
2	ジュネーブ条約締約国	17

第1 外国で運転するには

外国で自動車を運転するには、「国際運転免許証」が必要です。

国際運転免許証 (International Driving Permit) とは、「道路交通に関する条約」(ジュネーブ条約) に基づくもので、我が国もこの条約に加盟していることから、この制度により発給するものです。

運転できる国はジュネーブ条約締約国に限られます。

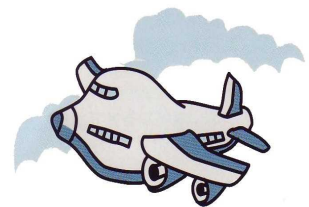
(17ページ)

国際運転免許証の様式は条約で統一されており、条約の適用を受け我が国において発給される国際運転免許証は条約附属書10の様式で、申請時には「国外運転免許証」と呼称します。

国外運転免許証の有効期間は、発給の日から1年(注)で、更新制度はありません。また、この国外運転免許証では、日本国内での運転はできません。

(注) アメリカの一部の州においては、州法等で居住者となった日から一定期間内に同州の運転免許証を取得しなければならないとされており、国外運転免許証に基づく自動車の運転が認められない場合があります。

また、他国においても同様の規定等を定めている場合がありますので、中、長期間居住される方は、滞在地の日本大使館等へお問い合わせ下さい。



第2 国外運転免許証について

1 国外運転免許証の交付申請手続き

- 本人が直接申請して下さい。
本人が海外滞在中の場合は親族による代理申請ができます。（提出書類など詳細は運転免許課にお電話ください）
- 有効期間は交付日から1年です。運転免許課では申請日が交付日となります。警察署で交付を受ける場合は申請日と交付日が異なるので注意して下さい。国によっては、交付日の新しいものでないと運転を認めない場合がありますので、なるべく直前に申請して下さい。

申請のための必要書類

1 国外運転免許証交付申請書

用紙は申請時にお渡しします。また、滋賀県警察のホームページから申請書をダウンロードをしていただき予めご記入いただきますと手続き時間が短くなります。

2 国内運転免許証

渡航中に失効する場合は、先に期間前更新が必要です。

3 外国に渡航する者であることを証する証明書

パスポート等

4 写真1枚

6か月以内撮影、無帽、無背景、正面

5 旧国外運転免許証

6 手数料 2,350円

(注) 手数料額は改訂される場合があります。



申 請 場 所

運 転 免 許 課	運転免許センター (守山市木浜町2294 TEL 077-585-1255) 運転免許センター 米原分室 (米原市入江301 TEL 0749-52-5070)										
				月	火	水	木	金	土	日	祝祭日
	守	更新手続き 同時申請	8:30~9:00	○	○	○	○	○	×	×	×
			13:00~13:30	○	○	○	○	○	×	×	×
	山	国外免許 申請のみ	9:30~11:00	○	○	○	○	○	×	×	×
			14:00~16:00	○	○	○	○	○	×	×	×
	米	更新手続き 同時申請	8:30~9:00	○	×	○	○	×	×	×	×
			13:00~13:30	○	×	○	○	×	×	×	×
	原	国外免許 申請のみ	9:30~11:00	○	○	○	○	○	×	×	×
			14:00~16:00	○	○	○	○	○	×	×	×
※土.日.祝休日.年末年始は休みです。 交付日 申請当日 (受理後約1時間)											
警 察 署	滋賀県内の警察署 (交番、駐在所を除く。) 月～金曜日 8:30～16:30 ※土.日.祝休日.年末年始は休みです。 交付日 後日交付 (おおむね15日後)										

2 取得資格と運転できる自動車等の種類

国外運転免許証の交付を受けることができる人は、日本国内運転免許を所持している人です。ただし、小特、原付免許及び仮免許を除きます。また免許の効力が停止されている場合も交付できません。

国内運転免許の種別に対して、国外運転免許証で運転できる自動車等の種類は次のとおりです。

現有国内運転免許の種類	国外運転免許証で運転できる自動車の種類
普通二輪又は大型二輪	A
普通一種、普通二種、 準中型（5 t）、中型二種（5 t） 中型一種（8 t）、中型二種（8 t）	B
準中型、中型一種、中型二種 大型一種、大型二種	B・C・D
普通一種、普通二種、 準中型（5 t）、中型二種（5 t） 中型一種（8 t）、中型二種（8 t） 及び牽引一種、牽引二種	B・E
準中型、中型一種、中型二種 大型一種、大型二種 及び牽引一種、牽引二種	B・C・D・E

A 二輪の自動車（側車付きのものを含む。）身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車

B 乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。

C 貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。

D 乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。

E 運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

注1 車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。

2 「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。

3 「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム(1,650ポンド)をこえない被牽引車をいう。

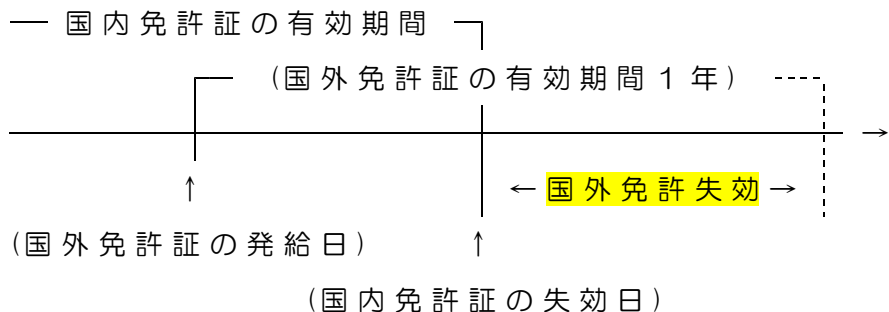
3 国外運転免許証の有効期間

国外運転免許証の有効期間は、発給の日から起算して1年です。ただし、発給のもととなった国内運転免許が失効したり取り消されたりしたときは、そのときから国外運転免許証も無効となります。

また、国内運転免許が停止された場合、国外運転免許証の効力も停止されます。

下図は、国外運転免許証の発給日から1年以内に国内免許が失効した際の例で、国内免許が失効すると国外運転免許証の発給日から1年以内であっても効力はなくなります。

図1 国外運転免許の有効期間内に、国内運転免許が失効したとき



4 国外運転免許証の提出と返納

国内運転免許の効力が停止された場合は、国外運転免許証を公安委員会に提出してください。また、国内運転免許が失効したり取り消された場合や、国外運転免許の有効期間が過ぎた時は速やかに公安委員会に返納してください。

第3 外国で安全に運転するために

1 国際(外)運転免許証と日本国内運転免許証の両方を携行

国外運転免許証があれば条約加盟国において自動車を運転することができますが、加盟国によっては国外運転免許証と日本国内の運転免許証がないと運転を認めない国もあります。

また、滞在期間が長くなり滞在国の運転免許を取得する必要がある場合にも、日本の運転免許証があれば免許試験の一部が免除されて、その国の運転免許を取得できる国もありますので、日本の運転免許証も携行してください。

2 交通標識や道路交通法規を確認

世界中には様々な国があり、生活や自然環境また道路事情も日本とは違っているため、交通法規もそれぞれの国で違っています。「知らない」ではとおらないので、運転する前にその国の「道路交通に関するルール」をしっかりと把握しておく必要があります。交通標識も正しく理解しておきましょう。日本の標識と似ているからと確認せずに想像で運転すると、違反のみならず重大な交通事故を引き起こすことにもなりかねません。

また、自動車損害賠償保険の賠償額は低額であるため、必ず任意保険を掛けましょう。

3 地図の確認、道路情報を得る

行く先の情報や途中の道路状況を確認してから出発しましょう。

広大な国では都市や町の間が長距離であり、その間に人家はもちろんガソリンスタンドやコンビニがまったくない、といったことがよくあります。ガソリンや食料また宿泊について事前に十分準備をしましょう。

4 安全運転・防衛運転

運転マナーが良い国は少ないため、自分が安全運転しているからといって安心はできません。たとえ、自分側が優先と思われる場合であっても相手の動きをよく確認して運転するなど防衛運転が必要です。

もちろん外国でも飲酒運転は厳禁です。海外旅行だからとつい開放感から飲酒しての運転などということのないように。日本より厳しい罰則がある国もあります。また判断力注意力の落ちた状態での運転は非常に危険です。

運転中警察官から停車を命ぜられたら、すぐに車を止め、ハンドルに手を置いて待ちます。あわてて、免許証を出そうと、ダッシュボードを開けたりポケットに手を入れたりすると拳銃で抵抗すると勘違いされ発砲されかねません。警察官の指示に従ってゆっくり行動してください。

5 万が一事故を起こしてしまったら

事前にトラブル時の処置や連絡先を確認しておきましょう。事故原因の追及のまえに、まず負傷者の救護をすること。そして警察、救急車、レンタカー会社、保険会社へすぐに連絡をします。

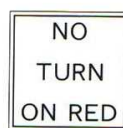
相手方の住所氏名連絡先、車の登録証などを控え、事故がどういった状況で起きたのか、現場写真や目撃者の住所氏名等を確認しておくといよいでしょう。相手方との話し合いなどは現場ではせず、保険会社等と相談をしてからにしましょう。



インターステート
(高速道路)
フリーウェイのこと。



交差点でのゆずれ
若しくは先行優先
を意味する。



赤信号での右折禁止

6 治安が悪く、車上あらしは日常茶飯事

道路状況の確認と同時に道中の治安状況も確認しておきましょう。信号待ちでさえロックが必要です。物乞いや物売りだけでなく、窓から盗難にあったりします。知らない道を走っていて、危険地域に入ってしまう凶悪事件に巻き込まれたというようなことも起こっています。

駐車時のロック忘れは厳禁ですが、ロックをしてもパスポートや国際運転免許証等貴重品を車に放置したり、外から見えるところにバッグを置いて車を離れてはいけません。

また、夜間はさらに危険が増します。夜のドライブや夜の駐車場は細心の注意が必要です。

第4 渡航に伴う国内運転免許について

1 国内運転免許の有効期限を延長するには

海外滞在中に、日本の国内運転免許の有効期限が過ぎるおそれがある場合、免許証の更新期間（誕生日の前後各1か月）に入っていないなくても、更新期間前に免許証の特例更新を申請し、有効期限を延長することができます。

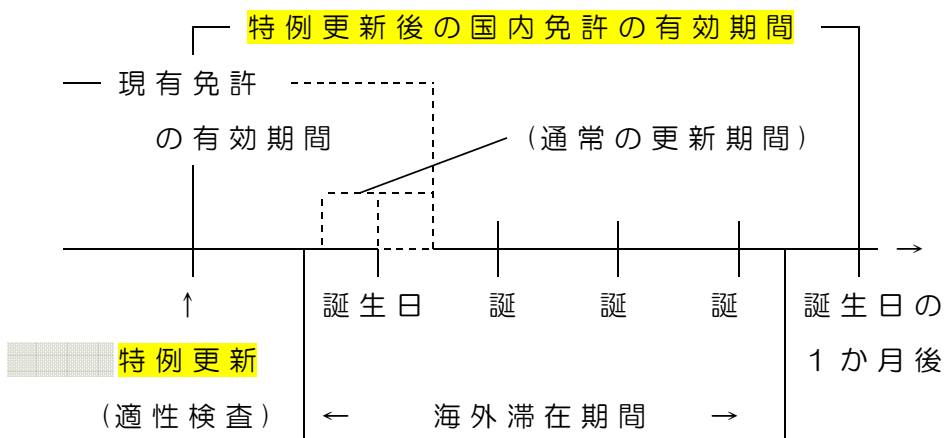
海外滞在中に国内運転免許が失効しても、失効後3年以内であれば（10A¹-注3）帰国後すぐに運転免許の申請をすれば、運転免許試験の一部が免除され適性試験と講習を受けるだけで免許を取得することができますが、これは新たに免許の交付を受けることとなりますので、免許証上の免許（取得）年月日は新たに免許を受けた日となります。

また、新しい免許証の交付を受けるまでは、自動車等を運転することもできません。

- ◎ 出発前に特例更新をし有効期限を延長することをお勧めします。

特例更新による免許証の有効期限は、更新をした日(適性検査日)から5回目(違反運転者等は3回目)の誕生日の1か月後までとなります。

図2 国内免許を特例更新したとき
(適性検査日から5回目の誕生日の1か月後まで有効の例)



◎ 特例更新手続きに必要な書類等

- ・ 海外旅行等をすることを証明する書類(パスポート等)
- ・ 国内運転免許証
- ・ 更新手数料(2,500円)
- ・ 更新時講習手数料(500円~1,350円)

(注) 手数料額は改訂される場合があります。

2 渡航中に国内運転免許が失効したとき

海外での滞在期間が長くなると、日本の国内免許証の有効期限が過ぎて、免許が失効してしまうことがあります。

このような場合は、新たに運転免許試験を受けなければなりません。免許を失効して3年以内であれば、帰国後すみやかに申請をすることで、運転免許試験の一部が免除されます。

◎ 有効期限切れの免許による申請手続き

失 効 区 分	試 験 内 容	申 請 に 必 要 な も の
免許失効後6か月以内のとき	適性試験 (学科・技能試験は免除)	○ 失効免許証
海外旅行等やむを得ない理由のため、失効後6か月以内に運転免許試験を受けることができなかったもので、 その理由がやんだ日から起算して1月以内で失効後3年以内のとき(注3)		○ 住民票(注1) ○ 更新できなかった理由を証明する書類(パスポート等) ○ 写真(注2) ○ 印鑑 ○ 本人確認できる書類等 ○ 試験手数料 (1免種1,900円) ○ 講習手数料 (500~1,350円)

(注) 手数料額は改訂される場合があります。

注1 滋賀県在住の住民票で本籍の記載されているもの。外国人の方は国籍等の記載されているもの。マイナンバー制度にかかる個人番号が記載されたものは避けてください。

住民登録を抹消しているため住民票が取得できない方は、別途書類が必要となります。事前に運転免許センターにお問い合わせ下さい。

2 写真は、縦3cm×横2.4cmの大きさと、申請前6か月以内に撮影した無帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆うものを除く。)、正面、上三分身、無背景のもの(1免種につき1枚)

3 失効後3年以上を経過していても平成13年6月20日より前から帰国されていない等理由が継続している場合は理由が止んで1か月以内であれば失効申請できます。(適性・学科試験必要)

○ 申請先及び受付時間

申請先	滋賀県内の警察署(交番・駐在所を除く。)
申請受付時間	月曜日～金曜日 午前8:30～午後4:30 (土、日、祝休日、年末年始は休みです。)

○ 試験場所及び受付時間

試験場所	運転免許センター 守山市木浜町2294 TEL (077)585-1255	運転免許センター 米原分室 米原市入江301 TEL (0749)52-5070
試験受付時間	月曜日～金曜日 午前8:30～ 午前9:00 ----- 午後1:00～ 午後1:30	火曜日・金曜日 午前8:30～ 午前9:00

(注) 土、日、祝休日及び年末年始は休みです。

○ 運転免許証の交付

試験に合格しますと、講習受講後に交付します。

⇒交付予定時間（講習時間2時間の場合）

午前の合格者 11:30頃

午後の合格者 16:00頃

⇒交付手数料 2,050円

ただし、2免種以上になると、1免種増すごとに200円が加算されます。

(注) 手数料額は改訂される場合があります。

3 初心運転者期間制度について

運転免許が失効して6か月を超えて失効申請した場合は、初めて免許を取得した場合と同じように、初心運転者となり初心運転者標識の表示等が義務付けられます。

普通免許、準中型免許、準中型(5トン)免許(注1)、中型(8トン)免許(注2)、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許をそれぞれ取得した日から1年間が、初心運転者期間となります。

初心運転者期間中に、交通事故を起こしたり、交通違反の合計点数が3点以上になった場合、初心運転者講習の受講通知が来ます。

その後再び交通事故を起こしたり、交通違反点数が3点以上になった場合、また講習を受けなかった場合は再試験を受けなければなりません。

普通免許、準中型(5トン)免許(注1)、中型(8トン)免許(注2)を受けて1年を経過していない人が普通自動車を、準中型免許を受けて1年を経過していない人が準中型自動車を運転するときは、その車の前面及び後面の見やすい箇所に初心運転者標識(若葉マーク)をつけなければなりません。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この制度の対象から除かれます。

- 1 現有免許を受けた日以前6か月以内に免許を受けていたことがあり、その免許を受けていた期間が1年以上あるとき
- 2 現有免許を受けた日以前6か月以内に外国免許を受けていたことがあり、免許取得後その国に滞在していた期間が1年以上あるとき

初心運転者標識表示免除について

普通免許等を受けて1年以内であっても、この制度の対象から除かれるときは、初心運転者標識の表示義務が免除されますので、その旨免許証備考欄に記載されます。

ただし、上記2により免除を受けようとするときは、申請時に外国運転免許証及びパスポートを提示し、確認を受けてください。

注1 平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得の普通免許

2 平成19年6月1日以前に取得の普通免許

第5 外国運転免許による国内運転免許への切替手続き

外国の運転免許証により日本国内運転免許への切替申請ができます。ただし、日本国内運転免許が失効している場合は、失効申請をしてください。(9ページ 第4の2)

1 切替申請必要条件

外国の運転免許から国内の運転免許に切替申請をする場合は、次の条件に該当することが必要です。

- (1) 外国の運転免許の交付を受けてから、その国に通算して**3か月以上**滞在していること。
- (2) 外国の運転免許証が有効期間内であること。

2 必要書類等

(1) 外国の運転免許証

☆ 交付日の記載の無いものは、試験合格日(交付日)を証明する書類等が必要です。その他外国免許取得時の書類があれば持参して下さい。

(2) 日本語による外国運転免許証の翻訳文 1部

☆ 翻訳は在本邦外国公館の長又は日本自動車連盟(JAFO72-645-1300)

(3) パスポート

☆ 当該国滞在期間が確認できる全てのパスポートが必要です。

(4) 外国発行の国際免許証

(5) 本籍地の記載された住民票の写し

☆ 外国人の方は国籍等の記載されたもの。いずれもマイナンバー制度に係る個人番号が記載されたものは避けてください。

(6) 外国人の方は在留カード又は特別永住者証明書

(7) 写真 縦3cm 横2.4cm

☆ 6か月以内撮影、無帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆うものを除く。)、正面、上三分身、無背景、カラー又は白黒

(8) 試験手数料 1,500円～4,100円

交付手数料 2,050円 (2免種以上は1免種増す毎に200円加算)

(注) 手数料額は改訂される場合があります。

3 試験及び審査

書類確認

受験資格や外国免許及びその取得手続等について確認
します。

☆ 書類審査において、時間や日数がかかったり、他の証明書類
等を必要とする場合があります。

知識確認

10問 (7問以上合格)

技能確認

減点方式70ポイント以上合格

適性試験

視力、聴力、色彩識別、運動能力等

4 その他

事前に予約が必要です。書類が揃いましたら運転免許セン
ターへお電話ください。

外国人の方で日本語が話せない人は、必ず通訳を同伴して
てください。

第6 外国発行の国際運転免許証

日本の運転免許が失効した場合などは、ジュネーブ条約締約
国の国際運転免許証を取得して帰国されると、『上陸』から1
年間有効な国際運転免許証で運転することができます。

なお、住民登録をしている人が上記『上陸』とみなされるに
は出国期間が3月以上必要とされています。

また、エストニア、フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、
モナコ及び台湾については、その国の運転免許証に定められた機
関(大使館、領事館、JAF)の発行した翻訳文を添付することで国際
運転免許証と同じ扱いとなります。

第7 道路交通に関する条約

1 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）〔抜粋〕

（昭和39.8.7 条約17）

第1条

- 1 締約国は、その道路の使用に関する管轄権を留保して、その道路をこの条約に定める条件に従って国際交通の用に供することに同意する。
- 2 締約国は、1年の期間をこえて引き続きその領域内にとどまっている自動車、被牽引車又は運転者にこの条約の利益を及ぼすことを要求されない。

第24条

- 1 締約国は、自国の領域への入国を許可された運転者で、附属書8に定める条件を満たしており、かつ、他の締約国若しくはその下部機構の権限のある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体から、適性を有することを実証した上で、発給を受けた有効な運転免許証を所持するものに対し、附属書9及び附属書10に規定する種類の自動車でその運転免許証の発給の対象となっているものを、新たな試験を受けることなく、自国の道路において運転することを認めるものとする。
- 2 もっとも、締約国は、自国の領域への入国を許可された運転者が国内運転免許証を必要としない国又は附属書9に定める様式に合致しない国内運転免許証を発給している国からきた者である場合には特に、その者が附属書10に定める様式に合致した国際運転免許証を携行することを要求することができる。
- 3 国際運転免許証は、運転者が適性を有することを実証した後、締約国若しくはその下部機構の権限のある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体が、シール又はスタンプを施した上で、発給したものでなければならない。この運転免許証の所持者は、すべての締約国内において、その運転免許証

の発給の対象となっている種類の自動車を新たな試験を受けることなく、運転することができる。

附属書 8

国際交通において自動車の運転者が満たすべき条件

第 24 条に規定する条件に従って自動車を運転することができるための最低年齢は、18 歳とする。

もっとも、締約国又はその下部機構は、他の締約国が 18 歳未満の者に対して発給した二輪の自動車又は身体障害者用車両のみに係る運転免許証を認めることができる。

附属書 10

国際運転免許証の様式

⇒寸法 縦 148 ミリメートル

横 105 ミリメートル

⇒色彩 表紙 灰色

各ページ 白色

第 1 ページ及び第 2 ページは、発給国の 1 又は 2 以上の国語で作成する。

最終ページは、フランス語で作成する。

国際運転免許証の追補ページには、最終ページの第 1 部の本文を他の言語で記載する。追補ページは、次の言語で作成する。

(a) 発給国の法令で定める言語

(b) 国際連合の公用語

(c) 発給国が任意に選択する最大限 6 のその他の言語

運転免許証の各国の言語による本文については、各政府が、自国の言語による公定訳文を国際連合事務総長に通知するものとする。

記入事項は、ラテン文字又はいわゆる英国風の筆記体文字で記載する。

2 ジュネーブ条約締約国

アイスランド	クロアチア	トーゴ	ベネズエラ
アイルランド	コートジボワール	ドミニカ共和国	ペルー
アメリカ合衆国	コンゴ	トリニダード・トバゴ	ベルギー
アラブ首長国連邦	コンゴ民主共和国	トルコ	ボツワナ
アルジェリア	サンマリノ	ナイジェリア	ポーランド
アルゼンチン	シエラレオネ	ナミビア	ポルトガル
アルバニア	ジャマイカ	ニジェール	マダガスカル
イスラエル	ジョージア	ニュージーランド	マラウイ
イタリア	シリア	ノルウェー	マリ
インド	シンガポール	ハイチ	マルタ
ウガンダ	ジンバブエ	バチカン	マレーシア
英国	スウェーデン	パプアニューギニア	南アフリカ
エクアドル	スペイン	パラグアイ	モナコ
エジプト	スリランカ	バルバドス	モロッコ
オーストラリア	スロバキア	ハンガリー	ヨルダン
オーストリア	スロベニア	バングラデシュ	モンテネグロ
オランダ	セネガル	フィジー	ラオス人民共和国
ガーナ	セルビア	フィリピン	リトアニア
カナダ	タイ	フィンランド	リヒテンシュタイン
カンボジア	大韓民国	フランス	ルクセンブルク
キプロス	チェコ共和国	ブルガリア	ルーマニア
キューバ	中央アフリカ共和国	ブルキナファソ	ルワンダ
ギリシャ	チュニジア	ブルネイ	レソト
キルギス	チリ	ベナン	レバノン
グアテマラ	デンマーク		ロシア連邦
香港	マカオ	フランスの海外領土 (フランス領ポリネシア等)	アメリカ合衆国の海外領土 (グアム、プエルトリコ等)
キュラソー島	シント・マルテン	ケイマン諸島	マン島
ガーンジー	ジャージー	ジブラルタル	アルバ

※ 上記以外にもジュネーブ条約の適用を受ける国・地域があり、日本で有効な国際運転免許証を発行していることがありますので、ご注意ください。

警察のホームページ「滋賀県警察の広場」

www.pref.shiga.jp/police

滋賀県警察本部交通部運転免許課

滋賀県守山市木浜町2294番地

TEL 077(585)1255